

## 【 地方行政・警察委員会 】

### (1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院地方行政委員会提出2件の合計5件であり、そのうち内閣提出2件及び衆議院地方行政委員会提出2件の合計4件を可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査〕

**地方交付税法の一部を改正する法律案**は、地方財政の状況等にかんがみ、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、平成12年度に限り臨時経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、国庫補助負担金の整理合理化、税財源の移譲、外形標準課税導入、公共事業における地方負担等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

**未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案**は、未成年者の健全な育成を図るため、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対する罰則を強化し、当該違反に対して両罰規定を設けるとともに、未成年者に対する酒類の販売又は供与禁止違反に対する罰則を強化しようとするものである。

委員会においては、未成年者への啓蒙策、自動販売機・コンビニエンスストア販売の在り方、青少年への総合的対策の必要性、罰則強化による実効性等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

**警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）**は、警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の警察庁及び都道府県警察に対する監察の指示、当該指示を履行させるための委員による点検等、警察職員の法令違反等の報告の聴取、警察職員の職務執行についての苦情の申出並びに委員の再任の制限に関する規定を設けることにより国家公安委員会等が警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、警察署における事務の処理に民意を反映させる警察署協議会の制度を定めるほか、最近の治安情勢にかんがみ、国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案についての警察運営に関する規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、本法律案の外、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、同委員会に警察監察委員室を設置することなどを内容とする日本共産党提出の警察法の一部を改正する法律案（参第13号）を一括して議題とした。公安委員会の管理能力の強化と管理概念の明確化の必要性、公安委員の任期・人選・勤務体制等の在り方、議会における公安委員からの意見聴取の必要性、公安委員会の監察機能の充実と独自事務局設置の是非、第三者機関による外部監察制度の導入の適否、民事不介入に関する誤った認識の払拭の必要性、苦情申出制度に関する諸問題、警察署協議会の組織及び運営の在り方、警察の人事・教育制度の改革、警察情報の積極的な公開の必要性、警察官の人員配置・増員問題、今後の警察の組織運営の在り方等の質疑が行われた。また参考人から意見聴取を行ったほか、神奈川県に委員派遣を行い、地方公聴会を開催した。内閣提出の警察法の一部を改正する法律

案（閣法第4号）について質疑終局の後、民主党・新緑風会から、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、同委員会が必要な監察を行うこととするなどを内容とする修正案が、社会民主党・護憲連合から、公安委員会に独自の事務局を置くとともに、国及び都道府県に警察監視委員会を設置することなどを内容とする修正案がそれぞれ提出された。次いで、本法律案及び両修正案に対する討論の後、両修正案はいずれも否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、市町村の合併を推進するため、平成16年3月31日までに合併が行われる場合に限り適用される市となるべき要件を緩和し、人口3万以上を有することとするものである。

委員会においては、地方分権の精神と本法律案との整合性、基礎的地方公共団体制度の在り方の見直し等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

### 〔国政調査等〕

11月9日、警察情報の管理、国地方における税財源の在り方、地方公共団体の自主課税・法定外税の現状、地域IT推進、日本人拉致事件、市町村合併推進、法人事業税への外形標準課税問題、警察刷新会議等について、西田国務大臣、荒井自治政務次官、中谷自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 警察情報の管理に関する件、地方税財源に関する件、地域IT推進に関する件、日本人拉致事件に関する件、市町村合併推進に関する件、警察刷新会議に関する件等について西田国務大臣、荒井自治政務次官、中谷自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について西田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、  
警察法の一部を改正する法律案（参第13号）について発議者参議院議員富樫練三君から趣旨説明を聴いた後、

以上両案について西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について参考人東京都立大学法学部教授前田雅英君、上智大学法学部教授小幡純子君、ジャーナリスト久保博司君及び日本国民救援会会長山田善二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について発議者参議院議員富樫練三君、西田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について西田自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、村田大蔵政務次官、三浦農林水産政務次官、中谷自治政務次官、伊藤通商産業政務次官、荒井自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民

○未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君から趣旨説明を聴き、衆議院地方行政委員長代理滝実君、西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第13号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会

反対会派 なし

○平成12年11月28日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

警察法の一部を改正する法律案（参第13号）

以上両案について西田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第4号）賛成会派 自保、公明、無会

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）

について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君から趣旨説明を聴いた。

## ○平成12年11月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長増田敏男君、衆議院地方行政委員長代理滝実君、西田自治大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。  
（衆第22号）賛成会派 自保、民主、公明、無会  
反対会派 共産、社民
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## (3) 成立議案の要旨・附帯決議

### 警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公安委員会の管理機能の充実等に資するための措置に関する規定の新設
  - (1) 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の監察に関する指示等
    - ① 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、監察について必要があると認めるときは、警察庁及び都道府県警察等に対する指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとするができることとする。
    - ② 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、①の指示をした場合において必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができることとする。
    - ③ 国家公安委員会及び都道府県公安委員会等は、警察庁及び都道府県警察等の職員に、②により指名された委員の事務を補助させることができることとする。
  - (2) 都道府県公安委員会に対する懲戒事由に係る事案の報告義務  
警視総監又は警察本部長は、都道府県警察の職員について懲戒事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかに事実を調査し、懲戒事由に該当することが明らかとなったときは、都道府県公安委員会の定めるところにより、その結果を都道府県公安委員会に報告しなければならないこととする。
  - (3) 公安委員会委員の任期の制限  
公安委員会の委員の再任の制限（国家公安委員会委員は2期（1期5年）まで、都道府県公安委員会委員及び方面公安委員会委員は3期（1期3年）まで）に関する規定を設ける。
- 2 苦情処理に関する規定の新設
  - (1) 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができることとする。
  - (2) 都道府県公安委員会は、申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれ

を誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないこととする（申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合等を除く。）。

### 3 警察署協議会の設置

- (1) 警察署に、警察署協議会を置くものとする。ただし、管轄区域内の人口が僅少であることその他特別の事情がある場合は、これを置かないことができることとする。
- (2) 警察署協議会は、警察署の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。
- (3) 警察署協議会の委員は、都道府県公安委員会が委嘱することとする。
- (4) 警察署協議会の設置、委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項は、条例（警察署協議会の議事の手続は、都道府県公安委員会規則）で定めることとする。

### 4 その他所要の改正

- (1) 国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備  
国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与え、その他の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要等の犯罪に係る事案についての警察運営を加える。
- (2) その他
  - ① 国家公安委員会の管理する事務として、政策の評価に関することを加える。
  - ② 皇宮護衛官について、司法警察職員としての職務を行う旨の規定を置くとともに、警察官に準じて武器使用の要件を明確化する。

### 5 施行期日

本法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、2及び3の部分は公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日（4(2)①は平成13年1月6日）から施行することとする。

#### 【附帯決議】

本法の施行に当たり、政府は、左記の事項に配慮するとともに、警察に対する失われた国民の信頼を回復するため、最大限の努力を払うべきである。

#### 1 公安委員会が活性化し、その責務を十分に発揮できるよう、制度本来の趣旨に立ち返って公安委員会の警察に対する「管理」概念を法令上明確にすること。

また、公安委員会の管理機能の充実・強化を図るとともに、特に、公安委員会が第三者的な監察点検機能を主体的に果たすことが重要であることにかんがみ、公安委員会事務担当組織及びスタッフについては、公安委員会の求めるところに従って十分機能するよう担保すること。

#### 2 都道府県警察の職員の職務執行に係る苦情処理制度の運用に当たっては、住民からの苦情申出を誠実に受け付けるとともに、適切・迅速に処理する体制を整備すること。また、電子メールの活用による苦情申出についても、積極的に検討すること。

なお、口頭による苦情申出の場合であっても、その意思と内容が明確であり、文書によらないことに理由がある場合には、警察署の窓口において警察職員が文書作成を援助

するような仕組みを導入すること。

- 3 警察署協議会の委員の人選に当たっては、特定分野に偏ることのないようにすること。また、同協議会の運営に当たっては、透明性及び公開性を確保するとともに、住民の意見が警察事務に反映されるよう努めること。
- 4 警察不祥事案を未然に防止するため、業務管理及び職務倫理教養の徹底等を積極的に推進すること。  
また、いわゆるキャリア警察官については、早期から現場経験を重視しつつ、登用・選別方法、教育内容、人事評価制度等を多角的に見直し、社会の安全を守るという使命感に裏打ちされた人材育成に取り組むこと。
- 5 警察行政の透明性を確保し、警察に対する国民の信頼を高め、国及び地方公共団体は情報公開の積極的な推進を図ること。
- 6 効果的かつ効率的な警察運営を確保するため、国民の日常生活、地域に密着した警察活動や複雑・多様化する犯罪に対応する警察活動に重点を置き、業務量の減少した分野の人員・予算等を振り替えるなど適正な人員配置・予算措置等を推進することとし、警察官の増員は、組織の不断の見直しと徹底的な合理化を踏まえて行うこと。
- 7 国会に対し、国家公安委員会が所掌事務の処理状況を報告するよう積極的に検討すること。また、国会論議において都道府県公安委員会も都道府県の議会に対し同様の報告を行うよう求める指摘がなされたことを踏まえ、積極的に検討すること。  
右決議する。

## 地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 基準財政需要額の算定方法の改正
  - (1) 補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、平成12年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
  - (2) 地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置するとともに、地方公共団体が国に準じて給与改定を実施する場合に見込まれる財政需要の減少を基準財政需要額に反映させるため、普通交付税の算定に用いる単位費用の一部を改定する。
- 2 平成12年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例  
補正予算により増額された平成12年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成13年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。
- 3 施行期日等  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成12年度分の地方交付税から適用する。

## 未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案（衆第13号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 1 未成年者喫煙禁止法の一部改正

(1) たばこ等の販売禁止違反に対する罰則について、その法定刑を50万円以下の罰金（現行2万円以下の罰金）とする。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し(1)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該罰金刑を科するものとする。

#### 2 未成年者飲酒禁止法の一部改正

酒類の販売又は供与禁止違反に対する罰則について、その法定刑を50万円以下の罰金（現行科料）とする。

#### 3 施行期日

本法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行するものとする。

## 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

### 【要旨】

本法律案は、市町村の合併を推進するため、合併が行われる場合に限り適用される市となるべき要件を緩和するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 市となるべき要件の特例

平成16年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、合併後の普通地方公共団体が市となるべき要件は、地方自治法第8条第1項各号の規定にかかわらず、人口3万以上を有することとする。

#### 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	警察法の一部を改正する法律案	衆	12. 9. 29	12. 11. 8	12. 11. 28 可決 附帯	12. 11. 29 可決	12. 10. 13 地方行政	12. 11. 2 可決 附帯	12. 11. 2 可決
○12. 11. 8 参本会議趣旨説明									
20	地方交付税法の一部を改正する法律案	衆	11. 10	11. 22	11. 27 可決	11. 27 可決	11. 17 地方行政	11. 21 可決	11. 21 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	警察法の一部を改正する法律案	富樫 練三君 外2名 (12. 11. 6)	12. 11. 7		12. 11. 8		未了			

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
13	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 増田 敏男君 (12. 11. 9)	12. 11. 9	12. 11. 10	12. 11. 22	12. 11. 27 可決	12. 11. 27 可決			12. 11. 10 可決
22	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	地方行政委員長 増田 敏男君 (12. 11. 21)	11. 21	11. 21	11. 28	11. 30 可決	11. 30 可決			11. 21 可決